

令和5年度県民参加型予算（提案・選定型）審査要領

県民参加型予算（提案・選定型）の審査は、令和5年度県民参加型予算（提案・選定型）実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施する。

1 審査員の選定

提案があった事業を審査するため、次の(1)及び(2)の要件により、審査員を募集する。なお、応募者多数の場合は、年齢構成等を踏まえ、審査員となる者を選定することがある。また、提案者と同一の団体に所属するなど、公平な審査に支障が生じるおそれがある場合は、当該提案者の提案に係る審査から除外する。

(1) 審査員となることができる者

次のア又はイに該当する者とする。

ア 審査日時点で提案事業を募集する地域振興局の管轄区域内に住所を有する者

イ 審査日時点で提案事業を募集する地域振興局の管轄区域内へ通勤・通学している者

(2) 審査員から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、審査員となることができない。

ア 長野県職員

イ 長野県議会議員

ウ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

エ 提案者

2 1次審査

(1) 個別評価

審査員は、4の(1)から(6)までの項目の視点を考慮し、審査対象とされた事業から指定された数の事業を選定する。

(2) 総合評価

個別評価を集計し、上位5から10程度の事業を2次審査の対象として選定する。

3 2次審査

(1) 個別評価

審査員は、4の(1)から(6)までの項目について、次のとおり5段階の評価を行う。

非常に優れている：5点

優れている：4点

普通である：3点

やや不十分な点がある：2点

不十分である：1点

(2) 総合評価

総合評価は、個別評価の各項目の得点の合計とする。

4 審査の視点（1次審査、2次審査共通）

審査員は、次の(1)から(6)までの視点を持って審査する。

(1) 事業の必要性

地域や住民のニーズに対応しているか

(2) 解決策の妥当性

現状や課題がしっかり分析されており、その解決策としてふさわしいものであるか

(3) 事業の有効性

提案事業を行うことで、住民に対して大きな効果が見込まれるか

(4) 事業費の適正性

事業費に対し十分な事業効果が見込まれるか

(5) 事業の公共性

県が行うべき公共性を有したものであるか

(6) その他局長が適当と認める視点

5 予算化予定事業の選定

地域振興局長は、3(2)の総合評価を踏まえ、予算化予定事業（予算案に計上する予定の事業案をいう。）を選定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年9月15日から施行する。